名四国道事務所				
名古屋市				
一般国道一号、二十三号、百五十三号、百五十五号及び三百二号	（略）	改築工事	（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局				
（略）				
八代河川国道事務所				
八代市				
球磨川（川辺川ダム砂防事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務	（略）	（略）
八代復興事務所				
八代市				
一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、覚井一武線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	（略）	災害復旧工事	（略）	（略）

名四国道事務所				
名古屋市				
一般国道一号、二十三号、百五十三号、百五十五号、三百二号及び四百七十五号	（略）	改築工事	（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局				
（略）				
八代河川国道事務所				
八代市				
球磨川（川辺川ダム砂防事務所の管轄区域を除く。）	（略）	改良工事（八代復興事務所の所掌に属するものを除く。）及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務	（略）	（略）
八代復興事務所				
八代市				
一般国道二百十九号並びに熊本県道人吉水俣線、坂本人吉線、中津道八代線、小鶴原女木線、球磨田浦線、一勝地神瀬線及び遠原渡線並びに八代市道鎌瀬・瀬戸石線及び瀬戸石・高田辺線、人吉市道中神大柿線、芦北町道川嶽線並びに球磨村道大瀬吉松線、松本大坂間線及び沖鶴線	（略）	災害復旧工事	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。